

令和8年度 松山市長選挙投票率向上プロジェクト業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、選挙に対する関心の向上および投票参加の促進を図るため、民間事業者の創意工夫や専門的知見を活用し、効果的な選挙啓発事業を実施することを目的とするものである。

2. 委託業務概要

(1) Youtube を活用した啓発動画制作および配信

- ・ 期日前投票および当日投票の2種類の15秒動画とし、選挙とキャンペーン両方を周知するものであること。
- ・ 視聴回数は85万回を目標とする。(松山市の有権者数が42万程度で、1人2回視聴する計算)
- ・ 動画配信は選挙管理委員会(以下「選管」)が告示日の1週間前から行なう予定とする。
- ・ 作成した動画は松山市公式Youtubeを使って配信すること。

(2) 投票率向上キャンペーン

2種類のキャンペーンを実施。キャンペーン参加者には抽選で景品をプレゼントする(景品の対象は市内在住者)。また、下記のキャンペーンの趣旨に反しない限り、より効果的なキャンペーン方法を独自提案することは差し支えないものとする。

① SNS啓発キャンペーン

- ・ 様々な世代に広く情報発信できるSNSを使ったキャンペーンで、選管のインスタフォローと選管の指定する投稿にリポストしたユーザーを対象に抽選で景品をプレゼントする。
 - ※R8.6.4時点のフォロワー数は603、具体的な目標値があれば提案すること。
 - ※キャンペーン用画像および動画素材制作は業者提案とする。
 - ※選挙期間中は選管が開設しているInstagramを使用して投稿を行うこと。
 - ※投稿は最低3回(キャンペーン周知、期日前投票開始、投票日前日)は行うこととする。
 - ※投稿時には本市が投稿内容の確認・投稿の是非を判断する。原則2営業日を要する想定。
 - ※①のキャンペーンは告示日の1週間前からとする。

② 選挙に触れて、身近に感じてもらうキャンペーン(仮)

- ・ 有権者が候補者情報に触れるきっかけを作り、選挙への興味・関心を持ってもらうことを目的に全世代向けに行うキャンペーンで、市内637カ所に設置されるポスター掲示場や選挙公報にウェブアンケートの2次元コードを掲載し、回答いただいた方の中から抽選で景品をプレゼントする。
 - ※アンケート内容は選管から提供し、フォームのデザインや取りまとめ等は受託者に一任する。
 - ※②のキャンペーンの名称は業者提案とする。
 - ※②のキャンペーン期間は告示日からとする。

(3) キャンペーン用ポスターの作成

- ・(2) のキャンペーンの内容を記載したポスターを横向きA3サイズ（片面カラー・90kgで雨に強い素材のもの、裏面シール加工）で700枚作成し、選管に納品すること。
- ・ポスターには以下（ア）から（ウ）の2次元コードを載せること。
 - （ア）上記②の「選挙に触れて、身近に感じてもらうキャンペーン（仮）」のウェブアンケート
 - （イ）選管 Instagram
 - （ウ）市の選管のHP
- ・選挙公報にも活用するため、デザインは投票日の1カ月前に選管に提供すること。

(4) キャンペーン周知チラシデザインの作成

- ・(2) のキャンペーンを広く有権者に知らせるためのチラシのデザイン（縦向きA4サイズ）を作成すること。
 - ※出来上がったデザインは選管にて広報まつやまに同配するため、デザインは9月30日までに選管に提供すること。
 - ※その際、デザインの中に⑤のランディングページに遷移する2次元コードを添付すること。

(5) ランディングページの作成

- ・キャンペーン内容を周知するもので、デザインは業者提案、開設は告示日の1週間前からとし、サーバーおよびドメインは受託者が用意すること。
- ・(1) のYoutube 広告の遷移先とし、ランディングページから選管の Instagram に遷移できるようにリンクさせること。また、選管の Instagram の投稿からもランディングページに遷移できるようにリンクさせること。
- ・(4) の周知チラシからも、このページに遷移させること。

(6) キャンペーン景品の作成・受渡

- ・選挙を連想させる文字やイラストを印字した景品とすること。
 - （イラスト例：選挙のマスコットキャラクターである「選挙のめいすいくん」や投票箱・投票用紙など）
- ・景品は下記で示す3種類とし、その内容は業者提案とするが、キャンペーンに参加したくなるような魅力的なものにする。ただし、金券類は不可とする。
 - （ア）SNSキャンペーン：1,000円相当の景品 100名分
 - （イ）選挙に触れて、身近に感じてもらうキャンペーン（仮）
 - 1,000円相当の景品 100名分
 - 2,500円相当の景品 10名分
- ・景品の受け渡しは12月25日（金）までとし、受渡方法は受任者へ一任する。

(7) 独自提案

- ・上記以外で、全世代を対象にした選挙啓発の提案を2つ以上提案すること。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4. 成果物の納品と業務完了報告書の提出

- ・ 成果物として投稿内容などを投稿時に画像（jpg、png）・動画（mp4）で提供すること。
また、キャンペーン効果やアンケートの集計結果等を盛り込んだ業務完了報告書およびアンケートデータをまとめた Excel ファイルを作成し、提出すること。
- ※納品場所：松山市三番町六丁目6番地1 松山市選挙管理委員会事務局

5. 成果物の権利

- ・ 成果物として著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に譲渡すること。
- ただし、モデルの肖像権等、期間や用途を限定した公開や利用が必要な場合は、事前に上記権利について協議し、決定すること。

6. 連絡・調整体制

- ・ 本市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築する。
また、本市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本件業務を適正に執行すること。
- ・ 打ち合わせ協議は、本件業務着手時、本件業務完了に伴うもののほか、必要に応じて随時行います。
- ・ 本市と打合せを行い、スケジュール確認等を行う。

7. 報告義務

- ・ 本件業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故等があった場合は、直ちに本市にその旨を報告しなければならない。

8. 業務遂行上の義務

- ・ あらかじめ本件業務を実施する職員及び責任者を選任し、その氏名を本市に通知すること。
当該職員を交替させる場合も同様とする。
- ・ 責任者は、受託者の代理人として本件業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと。

9. 秘密保持

- ・ 本市及び受託者は、それぞれ本契約に関連して知り得た相手方固有の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとし、委託期間終了後も同様とする。

10. 個人情報の保護、情報セキュリティポリシーの遵守

- ・本契約による本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記」を遵守すること
- ・本件業務を遂行するにあたっては、「松山市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）」を遵守すること。
- ・前項の定めるもののほか、本件業務を遂行するために別記2「セキュリティ要求事項」を遵守すること。

11. 委託業務内容等の変更

- ・本市又は受託者は、委託業務内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって相手方に申し入れるものとする。
- ・本市及び受託者は、前項の変更の申し入れがあった場合、当該変更の内容及び可否について協議を行うものとする。
- ・本市及び受託者は、前項の協議の結果、変更の内容が委託料、委託期間等に影響を及ぼす重要事項と判断した場合、本契約の変更契約を締結するものとする。
- ・本市及び受託者は、前項以外の場合、変更契約に代えて、変更の内容、理由等を明記した書面に本市及び受託者が記名押印することにより内容等の変更を行うことができるものとする。

12. その他特記事項

本件業務を再委託することはできないが、本件業務の一部について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。